

# あすから幼保無償化

## 消費税增收分を財源に

幼児教育・保育の無償化が十月一日から始まる。三

一五歳児は原則全世帯、〇一二歳児は所得の低い住民税非課税世帯を対象に、認可保育所や幼稚園の利用料を無料にする。子育て世帯の経済的負担を軽くして出生率向上につなげる狙いで、同日から始まる消費税率10%への引き上げに伴う增收分を財源に充てる。

政府は、高齢者に手厚かつた社会保障制度を若者世代に振り向ける「全世代型」への転換を図つておる。幼保無償化はその手始めだ。ただ、新たな保育需要を呼び起こし、待機児童問題が悪化する恐れもある。

| 幼児教育・保育無償化制度                        |                  |
|-------------------------------------|------------------|
| 0~2歳                                | 3~5歳             |
| 保育無償化制度                             | 無料               |
| 一部の私立は<br>月2万5700円<br>まで無料          |                  |
| 住民税非課税<br>世帯に限り<br>無料               | 無料               |
| 住民税非課税<br>世帯に限り<br>月4万2000円<br>まで無料 | 月3万7000円<br>まで無料 |

認可外は保育士の人数など国の指導監督基準を満たす必要があるが、満たない場合でも経過措置として五年間は補助の対象とした。ベビーシッターや病児保育などのサービスも月三万七千円を上限に補助。一方、インターネットショナルスクールや朝鮮学校幼稚部などは原則対象となるない。

どの施設も給食費(二)

五歳児)や送迎費、行事費などは無償にはならず、保護者の自己負担となる。ただし年収三百六十万円未満の世帯と、第三子以降は副食費(おかず代など)が免除される。独自に利用料や給食費を手厚く補助する自治体もあり、実際に保護者が負担する額は自治体や施設によって異なる。

年間約三百万人が対象となる見込みで、本年度予算是半年分で三千八百八十二億円に上る。幼稚園の一部は月二万五千円を上限に利用料を一千七百円を上限に利用料を補助する。認可外保育施設

の質でも懸念が残る。

を利用する場合も、上限付きの利用料補助となる。共働きなどで「保育の必要性がある」と自治体から認定を受ける必要がある。補助上限は二~五歳児は月二万七千元、住民税非課税世帯の〇~二歳児は月四万二千

円。